

会員番号・審判資格・技術等級資格に関してのご確認

平成21年度(2009年度)に、日本連盟の仕組みが統一され、表題の各資格が会員番号をKEYとした「会員システム」により一括管理される事となりました。しかし、現実にはその3つの資格が混同されて認識されているむきも感じられますので、以下にその違いを整理してみました。

資格名称	役割	認定要領	新規取得・更新要領	有効期間
会員番号 (8桁の数字)	(公財)日本ソフトテニス連盟 登録会員の証明書で、大会参加 申込はこの番号で行う。 会員システムを検索する際の 個人認識KEYである。 また、審判資格・技術等級資格 取得・更新時は入力KEYとなる ため、会員番号取得が必須条件 となる。	各都道府県・学連単位に、且つ それぞれの支部に登録された クラブ・学校単位に管理責任者 が置かれており、その管理者 のみに登録・修正の権限がある。	各クラブの管理責任者が、 自クラブのIDコード、暗証番号 を使い入力し、所定費用を (1,500円・人)を日本連盟へ 送金する事で登録完了する。 新規登録時は、日本連盟より 会員証が送付される。	1度取得すると、永久に維持される。 但し、取得した会員番号を使う場合は 毎年4月から6月の間に更新処理を しなければならない。 その年度に県連盟主催大会以上の 大会に出場しないときは、更新処理を パスすることができる。 但し、大会出場を復帰させたい年、並びに 審判資格更新年には、更新処理が必須と なる。
審判資格 マスターレフェリー	大会主催者の委嘱によりレフェリー となる。 2級審判員・ジュニア審判員の 養成・指導を行う事ができる。	50歳以上の1級審判資格の 有資格者で、支部長が適当と 認めた者を、支部長及び 日本連盟の会長が認める。	各支部に日本連盟より指名され た管理責任者が置かれており その責任者による入力と、所定 費用を日本連盟へ送金する 事で登録完了する。 登録後日本連盟よりMR認定証 ・ワッペンが送付される。	1度取得すると、永久に維持される。
審判資格 マスターアンパイヤー	大会主催者の委嘱により アンパイヤーとなる。	50歳以上の2級審判資格の 有資格者で、支部長が適当と 認めた者を、支部長及び 日本連盟の会長が認める。	同上 登録後日本連盟よりMA認定証 ・ワッペンが送付される。	同上

資格名称	役割	認定要領	新規取得・更新要領	有効期間
審判資格 1級審判員	大会主催者の委嘱によりレフェリー 又は、アンパイヤーとなる。 2級審判員・ジュニア審判員の 養成・指導を行う事ができる。	新規取得時は、支部長の推薦 により、日本連盟主催の検定会 に参加した者について、日本 連盟の審判委員会が、筆記及び 実技の試験を実施の上審査し、 適当と認めた者を支部長及び 日本連盟の会長が認定する。 更新時は、日本連盟主催の 研修会に参加し、上記と同じ 対応をする。	検定会・研修会の結果が 日本連盟より各支部連盟事務 局に通知され、それに基づき 合格者に対し、上記と同じ処理 をする。 登録後日本連盟より1級認定証 ・ワッペンが送付される。	6年間有効 (注) 新規認定時は、2級審判員として 4年を超える経験があること。
審判資格 2級審判員	大会主催者の委嘱により アンパイヤーとなる。	支部が開催する講習会に参加 した者について、支部が筆記 及び実技の試験を実施の上 審査し、適当と認めた者を 支部長及び日本連盟の会長が 認定する。 更新を希望する者は、有効期限 の間に、最低1回は講習を受ける 義務がある。	合格者に対し、上記と同じ処理 をする。 登録後支部審判委員会より2級 認定証・ワッペンが送付される。	6年間有効 但し、年度の途中で新規取得した 場合は、その年度の4月1日を始期とし、 そこから6年間有効とする。
審判資格 ジュニア審判員	大会主催者の委嘱により アンパイヤーとなる。	支部が開催する講習会に参加 した者について、支部が適当と 認めた者を支部長及び日本 連盟の会長が認定する。	適合者に対し、上記と同じ処理 をする。 登録後支部審判委員会よりジュニ ア認定証・ワッペンが送付される。	高校在学中まで有効 ジュニア資格保有者は、高校在学中に 2級審判員への切替申請を行う。
技術等級資格	個人の成績に伴い与えられる ものなので、役割の規定はない。	日本連盟が定める「大会実績」に 基づく認定基準により、選手 個人個人が支部審判委員会 事務局に大会成績表を添付して 申請する。 検定会という制度もあるが、千葉 県は実施していない。	新規・更新の区分はない。 新規取得及び現在保有の等級 より上のランクの成績を取った 場合に申請する。 適合者に対し、上記と同じ処理 をする。 登録後支部審判委員会より該当 する認定証・バッジが授与される。	認定資格は永久に維持される。
審判資格及び 技術等級資格の 認定番号の取扱	審判資格・技術等級資格を取得した場合は、千葉県連盟審判専門委員会から認定番号を記した認定証が渡される。しかし、現在の日本連盟のシステムでは、この認定番号は会員システムには反映されておらず、あくまでも千葉県連盟審判専門委員会独自の管理番号として使われているのみである。従って、会員の皆様はこの認定番号は、資格取得の証明書として認識して頂き、大会申込の場合は、全て会員番号を使う事となります。そのことをご理解頂き、間違いのないようお願い下さい。			